

「自動車検査証記録事項」印刷端末の設置について

令和6(2024)年4月より、各運輸支局・自動車検査登録事務所※の窓口付近に設置した端末で「自動車検査証記録事項」を印刷できます。

※鳥取運輸支局、^{いわさ}厳原自動車検査登録事務所を除く。



従来どおり、お手持ちのPCやスマホで「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードすることもできますので併せてご活用ください。



- 「自動車検査証記録事項」は、電子車検証のICタグに記録され、券面で確認できない事項を容易に確認できるよう、令和9(2027)年末まで電子車検証の交付時に補助的にお渡ししているものです。なお、検査手続きのうち、券面の記載事項に変更のない手続きについては、令和7(2025)年末をもって窓口での配布を終了いたします。
- 「自動車検査証記録事項」は、車検証のように車両運行時に自動車に備え付ける義務はありません。

鳥取運輸支局・厳原自動車検査登録事務所において「自動車検査証記録事項」が必要な方は窓口にお問い合わせください。